

メディカルパスポートの提示義務について

メディカルパスポートの所持を確認する為、競技会参加時の選手受付等で提示することを規則化しました。（国内競技規則書 総則第3章32-4）

メディカルパスポートは重要な個人情報を含むものであることから、本状への記入や提示を拒否する権利を保持保持させることも追記しました。

そこで、本状に以下の文章を追記することといたしました。

本メディカルパスポートは競技会において、重傷事故発生時に大会のメディカルドクターの診断及び救急搬送の際に医療機関に情報を提供することを目的としています。

この目的以外にここに記載された内容を第三者に提供することはありません。

大会の選手受付等で本パスポートを提示することをもって、ライダーご本人が意識不明の場合、チーム等を通じて本状を主催者から医療機関にお渡しすることについて、ご本人の同意をいただいているものとさせていただきます。

本状は出来るだけ良い治療を得られるためのものですが、重要な個人情報の記載が必要であり、ご本人が前記治療の利益を放棄し提出を拒否する場合には、事務局に申し出てください。

■競技会における対応（案）

1. 選手受付時に提示を求め、提示者はリストにチェックを入れてください。

- ① 所持しているがパドックに置き忘れた場合 ➡ その旨記録し、後で事務局に提示するよう指示して下さい。
- ② 所持していない場合 ➡ その旨記録し、その場で用紙を渡し記入後事務局に提示するよう指示して下さい。
- ③ 重傷事故、救急搬送の場合はメディカルパスポートをチーム員や同行者が医務室に届けるように伝えてください。
※特別規則/公式通知等で提示義務があることを周知しておいてください。
※受付でメディカルパスポートの白紙を用意しておいてください。

2. 選手が意思を持って提示を拒否する場合。

- ・ 本人がより良い治療を得られる利益を放棄する事を承知している旨、署名を貰ってください。
- ・ この場合、レースの出場を認めます。

私は症病歴・体質等の個人情報を第三者に提供することに同意できないのでメディカルパスポートのへの記入、提示は控えさせていただきます。

また、メディカルパスポートによって得られる治療に関する利益を放棄することを承知いたします。

月 日

クラス	ゼッケン	ライセンスNo.	氏名